

# 「火災多発非常事態宣言」を延長します。

峡北消防本部管内では、1月から3月にかけて、火災が多発したことから、『火災多発非常事態宣言』を発出しました、更に4月1日から「火災多発非常事態宣言」を延長し火災予防運動の期間を広げて実施します。

火災は、空気が乾燥し、野焼き等を行う機会が増える1月から4月に集中して発生します。過去には焼却行為中に着衣に火が付き火傷を負った事例、また、建物に燃え移った事例も起きています。

## 「野焼き等の焼却行為」から火災を防ぐ5つのポイント

- ① 気象の確認：乾燥時や強風時は中止、延期すること。
- ② 周囲の確認：枯草や落ち葉など、周りに燃えやすいものが無いことを確認すること。
- ③ 消火の準備：水バケツや水道ホースなどを用意すること。
- ④ 焼却中の監視：焼却中は、その場から離れず、一人で行わないこと。
- ⑤ 消火の確認：準備していた水で消火し、確実に消えていることを確認する。

野焼き等を実施する場合は、**消防署への届出**が条例で義務付けられています。

※ この届出は、火災と間違えて消防車の出動を防ぐためのものです。**消防署が焼却の許可をするものではありません。**

※ 野焼きは一部例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

(例外となる例：農業等を営むためにやむを得ないもの、風俗習慣上又は宗教上の行事を行うもの)

### 連絡先一覧

課・消防署	管轄地域	電話番号
消防本部予防課		0551-23-7119
葦崎消防署	葦崎市	0551-23-1499
葦崎消防署須玉分署	須玉町・明野町	0551-42-2449
葦崎消防署白州分署	白州町・武川町	0551-35-2155
葦崎消防署双葉分署	甲斐市旧双葉町	0551-28-0119
北杜消防署	長坂町・大泉町	0551-32-2508
北杜消防署高根分署	高根町	0551-47-2099
北杜消防署小淵沢分署	小淵沢町	0551-36-3311